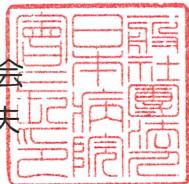


日病会発第56号
令和元年8月7日

厚生労働大臣 根本 匠 殿

一般社団法人 日本病院会
会長 相澤 孝夫



令和2年度税制改正に関する要望

標記に関して別添の通り要望いたしますので、何卒よろしくお願ひ申し上げます。

記

税制改正要望

要望事項

国 税 5項目

地方税 2項目

災害医療拠点としての役割と
税制に関する要望 1項目

以上

要望の優先順位上位三項目

- ① 医療機関において控除対象外消費税が発生しないように税制を含めた抜本的措置を講じること。
- ② 医療機関における社会保険診療報酬に係る事業税非課税措置を存続すること。
- ③ 病院関連不動産について、固定資産税および都市計画税ならびに不動産取得税、登録免許税の非課税措置等を整備すること。

令和2年度税制改正に関する要望事項

【国税】

1. 診療報酬制度を通じて解決するとされた控除対象外消費税について、個別病院ごとの解消状況に不平等や不足が生じないように税制上の措置を含めた抜本的措置を講じること。

《理由》

現行制度上、社会保険診療報酬が非課税売上とされているため、材料仕入、委託費、設備投資等に係る仕入消費税の相当部分（控除対象外消費税）について医療機関が最終負担者となる状態が生じている。このような状態を放置すると、医療機関の設備投資等が抑制され、ひいては全国各地の地域医療提供体制に重大な悪影響を与える事になりかねない。

令和元年度の与党税制改正大綱では、控除対象外消費税を診療報酬で補てんする現行の仕組みをより精緻化することが明文化された。

一般病床・地域包括ケア病床・回復期リハビリテーション病床・療養病床といった病床区分ごとの補てんは診療報酬点数の設定方法を精緻化すればある程度可能だが、病院ごとの個別状況に応じて発生する控除対象外消費税の完全解消が診療報酬制度上の対応のみで実現できるか否かについては疑問が残る。

個々の病院ごとに発生する控除対象外消費税を診療報酬に完全に上乗せする仕組みが講じられれば医療機関が控除対象外消費税を負担するという状況は解消されるが、その方法は、診療費の自己負担額や健康保険料の支払いを通じて患者が控除対象外消費税を負担することと同義である。すなわち、診療報酬制度によって控除対象外消費税の解消を図る手法（解消方法①）は医療サービスの最終受益者である国民が消費税を負担することを意味し、社会保険診療報酬を課税化転換すること（解消方法②）と国民負担の観点からは実質的な差異はない。

よって、解消方法①と解消方法②のいずれを採用するかは、公平性・中立性・簡便性という観点から検討されるべきである。

令和2年度の診療報酬改定における税率5%→8%改定時の発生分を含む控除対象外消費税の解消状況が適切と認められない場合は、社会保険診療報酬の課税化転換を行う、あるいは社会保険診療に係る設備や材料の仕入を非課税扱いにする、といった税制上の措置を講じることによって医療機関が控除対象外消費税を負担しない抜本的措置を講じるべきである。

2. 医療法人の出資評価で類似業種比準方式を採用する場合の参考株価は「医療福祉」と「その他の産業」のいずれか低い方とすること。

《理由》

医療法人への出資を類似業種比準方式により評価する場合の業種目は「他の産業」に該当することとされている。その理由として「医療法人は、医療法上剰余金の配当が禁止されているなど、会社法上の会社とは異なる特色を有している」ためと説明されている。

相続税法上の出資評価を必要とする医療法人は「持分の定めのある社団医療法人（持分あり社団）」である。この持分あり社団の新設は現在は認められなくなったものの、わが国の医療法人53,944のうち、持分あり社団は39,716と73.6%を占めており（平成30年3月31日現在）、いまだ地域医療を支える重要な存在である。

持分あり社団は、剰余金配当が禁止されているという点で会社と異なるものの、その事業内容からは「医療福祉」に分類することも可能である。すなわち、持分あり社団は「医療福祉」と「他の産業」の両方の要素を併せ持つ法人であるといえる。

このような医療法人の特徴を考慮すると「他の産業」で画一的に株価を評価する現状の取扱いは合理的では無く、「医療福祉」と「他の産業」の両方の性格を併せ持つ法人として、「医療福祉」と「他の産業」のいずれか低い株価を基礎として類似業種比準方式の株価を計算するように改めるべきである。

3. 医療機関の設備投資を促進するための税制を拡充すること。

《理由》

超高齢化社会を迎えて、日本全国の医療機関の多くは、地域医療構想や地域包括ケアシステム、地域医療計画といった施策の中で機能分化を促進するための設備投資を行う必要に迫られている。

また、医療関係設備（建物、建物附属設備、医療機器、電子カルテ等の情報システム等）については技術革新が著しく、早期の投資回収/再投資が必要である。

医療機関は、国公立・公的・民間を問わず、同じような経営環境下にあるが、民間病院は税引後利益を原資とした設備投資を行わざるを得ず、税負担がない国公立・公的病院との間の公平性を欠いている。

地域医療構想などに基づき、民間病院も国公立・公的病院と同様の義務と責任を負った地域の医療インフラとしての役割を求められている。このような民間病院の経営環境を考慮すると、次のような税制上の手当を行うことが適当である。

- ・ 病院用建物、医療機器、医療情報システム等に関する法定耐用年数の短縮。
- ・ 地域医療構想や医療計画に沿った病院の機能分化を行うための設備投資に対する税負担軽減制度の充実。

また、令和元年度税制改正において、超伝導磁石式全身用MR装置・永久磁石式全身用MR装置・全身用X線CT診断装置（4列未満を除く。）・人体回転型全身用X線CT診断装置（4列未満を除く。）について高額医療用機器等の特別償却制度に都道府県の承認を前提条件とする一定の制限が設けられた。この制限は病院のみを対象としたものであり、診療所は対象外である。

病院の設備投資のみを対象としたこのような制限は、個々の病院の設備投資計画の実行に支障を与える、ひいては地域医療の質の低下を招く可能性があるため、見直すべきである。

なお、特別償却の対象となる医療機器等は厚生労働省告示第二百四十八号で詳細に規定されている。告示では「非中心循環系アフターローディング式プラキセラピー装置」「アテローム切除アブレーション式血管形成術用カテーテル駆動装置」といった細かい規定が設けられており、税務実務を担当する事務部門や税理士にとって特別償却制度の対象機器の判別が容易ではなく、特別償却制度が十分に活用されない原因となっている。

特別償却制度が多くの病院に活用されるためには、この制度の適用対象機器を「薬事法上の管理医療機器及び高度管理医療機器」といった形でシンプルかつ広範に定めることが望まれる。

4. 資産に係る控除対象外消費税を発生時の損金とすることを認めること。

《理由》

社会保険診療報酬等について消費税及び地方消費税が非課税となっていることにより医療機関では多額の控除対象外消費税が発生している。この控除対象外消費税については、法人税の計算上損金として処理することになるが、建物や医療機器などの資産の取得に関して発生した控除対象外消費税は60ヶ月にわたって損金に分割計上する取扱いとなっている。

控除対象外消費税は預り消費税から控除することができなかった支払消費税であり、その発生時に負担が確定している。

また、将来にわたって支出の効果が及ぶものでもない。

このような控除対象外消費税を発生時の損金として処理することを認めないと医療機関の開設主体に対して過剰な法人税の負担を発生させるものであり、資産に係る控除対象外消費税については発生から60ヶ月以内の法人が選択する任意の時点で損金算入できるように制度を改めるべきである。

5. 公的運営が担保された医療法人に対する寄附税制を整備すること。

《理由》

社会医療法人や特定医療法人は、持分の定めをなくして残余財産については国等への寄附が義務付けられ、同族役員の構成比率の制限も受けた、公的な運営体制が確保された医療法人（公的医療法人）である。

公的医療法人が運営する病院の多くは地域医療を支える重要な存在であり、その存続・発展を図ることは公益の増進に資するものである。

診療報酬制度の改定や控除対象外消費税など病院を巡る経営環境は厳しさを増しつつあり、寄附金も含めた法人運営の財源多様化等を図ることは重要である。

現状、医療法人に対する寄附については所得税法上の優遇措置は設けられていないが、公的医療法人を特定公益増進法人に含め、公的医療法人に対する寄附を所得税法上の寄附金控除の対象および法人税法上の損金とすべきである。

また、医療法人に対して不動産を贈与した場合、贈与者（個人）の側では時価で不動産を譲渡したものとみなして譲渡所得税の課税（みなし譲渡所得課税）が原則として発生する。このため、病院運営の安定化や永続性担保を願って不動産を医療法人に贈与したいという場合に、贈与者の税負担が障害となり、贈与が実現しないことがある。

租税特別措置法第40条に基づく譲渡所得税非課税申請が認められればみなし譲渡所得課税を回避できるが、当該申請手續は極めて煩雑であり、またその審査には長期間を要する。

公的医療法人に対する不動産の贈与については、租税特別措置法第40条の適用を当然に受けられるようにし、公的医療法人の運営基盤強化を支援する仕組みが必要である。

【地方税】

1. 医療機関における社会保険診療報酬に係る事業税非課税措置を存続すること。

《理由》

医療機関、特に病院は、地域医療計画に定められた地域医療提供体制の重要な一員である。我が国の民間病院は地域医療の重要な担い手であるという意味において、国公立病院や公的病院と何ら変わりない。

1952年の議員立法によって社会保険診療報酬に係る事業税の非課税措置が設けられたのは、医師に応召義務が課された我が国の医療機関が、国民皆保険制度のもとで国民の健康と命を守り、学校健診・救急医療などの地域公共サービス提供主体を担っていること等が考慮されたからである。

超高齢化社会を迎えて地域における民間医療機関の役割はますます重要性を増しており、議員立法当時の地方税法関連規定創設趣旨を踏まえて、社会保険診療報酬に係る事業税の非課税措置を今後とも存続していく必要がある。

また、地方税法第72条の23第1項では、事業税非課税措置の適用を受けることが出来る法人が限定されているが、上述のような趣旨からは、開設者を問わず全ての民間医療機関が事業税非課税措置の適用を受けることが出来るようにされたい。

2. 病院運営に直接的又は間接的に必要な固定資産について、固定資産税及び都市計画税並びに不動産取得税、登録免許税を非課税あるいは減税とすること。

《理由》

国公立・公的病院や社会医療法人は、病院運営に直接的に関係する不動産について固定資産税及び都市計画税（以下「固定資産税等」という。）が非課税となっている（社会医療法人の場合は救急医療等確保事業の用に供する病院及び診療所に限る。）。一方、これらの病院と実質的に変わらぬ機能を持ち、地域医療を支えている医療法人や個人等が開設する病院には固定資産税等の非課税措置は適用されない。

養護老人ホームや特別養護老人ホーム、軽費老人ホームなどの老人福祉施設等は開設者に關係無く固定資産税等が非課税とされており、病院についても同様の取扱い（施設属性に対して一律の固定資産税等の非課税扱い）とすべきである。

また、医師や看護師等の医療従事者確保に苦慮している医療機関は多く、人材確保を目的として医療従事者向けの宿舎（職員寮）の整備を行う病院は少なくない。このような宿舎に係る不動産については、医業関連不動産でも教育用不動産でもないものとして、民間病院だけでなく公的病院においても固定資産税等が課税される。有料で提供している病院付属の駐車場についても同様である。

国公立・公的病院は当然に営利を目的としないが、医療法人も営利を目的としない存在である。社会福祉法人や学校法人、公益財団法人・公益社団法人も同様である。このように病院は基本的には非営利の開設主体によって運営されている。

非営利の開設主体が運営する病院に対する課税の公平性を確保するため、その付属設備（宿舎、駐車場等）を含めて、病院関連不動産の固定資産税等、不動産取得税及び登録免許税（所有権移転登記又は所有権保存登記時に発生するもの）に係る非課税措置あるいは軽減措置を整備する必要がある。

【災害医療拠点としての役割と税制に関する要望】

1. 激甚災害に相当するような、地震、台風、噴火等の大規模な災害が発生した場合に、地域医療の重要な拠点としての役割を果たす医療機関や介護施設に関しては、その機能復旧を支援するための税制上の特段の配慮を行うこと。

《理由》

地震や台風、あるいは噴火などの大規模な災害が発生した場合には、その災害発生地域にある医療機関や介護施設も甚大な損害を被る。

その際に、損害の発生を起因とした賠償金や保険金あるいは補助金等を医療機関等が受け取るケースがあるが、その収入に対して法人税等が課税されると医療機関や介護施設の再建に重大な支障を与え、地域医療の存続を危うくしかねない。

また、地震等により固定資産に実質的な機能毀損が発生した場合であっても、固定資産の外觀が大きく変化していない状態では、未償却残高を臨時損失に計上する等の有姿除却処理が難しい事もある。

我が国の医療機関や介護施設は地域住民の生命や健康を守るために大きな役割を果たしており、大規模な災害発生時には特にその役割は重要である。

このような観点から、激甚災害に指定された地域に存する医療機関や介護施設が受領する賠償金や保険金について法人税の課税所得計算上で複数年の益金に繰延計上する事を認めるとともに、有形固定資産の未償却残高については一定割合を「みなし除却」して損金計上する等の税制改正を行って、医療機関等の再建を支援する必要がある。

なお、大規模災害が万が一発生した際に地域医療提供体制が守られるためには、このような税制改正が災害発生後に検討されるのではなく、平時に事前に検討されておくことが重要である。